

# 直接搬入ごみ処理手数料の改定について

茅ヶ崎市では、令和4年（2022年）4月1日から実施する「ごみ有料化」に合わせて、処理施設に直接搬入するごみの処理手数料を改定します。更なるごみの減量の推進と受益者負担の適正化を図るため、ご理解とご協力をお願いします。



## 1 環境事業センターにごみを直接搬入する時の処理手数料【家庭系】

単位	改定前（現在）	改定後（令和4年4月1日から）
100 kg未満	600 円	(100 kg以下のもの) 1,400 円
100 kg	1,200 円	
100 kg超	1,200 円に 10 kg 増えるごとに 120 円加算	1,400 円に 10 kg 増えるごとに 140 円加算

※ 環境事業センターの計量は 10 kg 単位です。ごみを直接持ち込む際は、**指定袋を使用する必要はありません**

## 2 ごみの直接搬入とは



ごみの直接搬入（持ち込み）は、一般家庭の「片付けなどで臨時に多量に出たごみ」や「引越しにより出たごみ」を処分するためのサービスです。

### Point !

茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第 19 条第 2 項では、「占有者等は、臨時に多量の一般廃棄物を市の施設で処理しようとするときは、市長の指示に従って行わなければならない。」と定められており、同規則第 7 条では、「条例第 19 条第 2 項に規定する多量の一般廃棄物は、100 キログラム以上の一般廃棄物とする。」と定められています。

## 3 100 kg 未満のごみ処理手数料の見直し



100 kg 未満のごみの処理手数料は、家庭系ごみの収集が無料であることから、100 kg の手数料の半額分を無料としていました。今までのとおり 100 kg 未満のごみ処理手数料を設定すると、家庭系ごみの収集が有料にも関わらず、一部のごみ処理が無料となり不公平が生じることから、受益者負担の適正化が図れなくなるため「ごみ有料化」に合わせて **100 kg 以下のごみ処理手数料は 1,400 円**とします。

## 4 市民生活への影響は



ごみの定期収集の体制は、「ごみ有料化」後も現状のとおりです。  
ごみの直接搬入件数は、1 年間で約 33,000 件であり約 10 万世帯の茅ヶ崎市民が 3 年に 1 回利用している計算になります。よって、ごみと資源物の分別を徹底し定期収集を利用していただければ、生活への影響は最小限に留められると考えています。これからも、ごみの減量化と資源化にご協力をお願いします。

【連絡先：環境事業センター管理担当 電話番号 0467 (58) 4299】